平成２７年（フ）第４０６０号
東京都足立区千住河原町22－７
債務者　高木　　繁
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１１９号
東京都大田区西馬込２丁目20－１－601
債務者　草間眞由美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１２０号
東京都練馬区土支田１丁目20－20　第１幸栄マンション４－103
債務者　中川　　幸
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１２３号
東京都葛飾区東立石２丁目３－12－501
債務者　上原　　彰
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１４７号
東京都江東区三好３丁目１－４－305
債務者　竹田知恵子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１４８号
東京都葛飾区西新小岩３丁目３－３－２－Ｃ
債務者　藤田真由美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１５２号
東京都世田谷区駒沢２丁目52－８－107
債務者　岡村　伸行
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１５３号
東京都杉並区高円寺南５丁目34－20－301
債務者　森　　由香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１５８号
東京都北区豊島５丁目５－７－1138
債務者　越川よしの
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１５９号
東京都北区豊島５丁目５－７－1138
債務者　越川まどか
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６５号
東京都目黒区八雲１丁目１－４－501　八雲一丁目アパート
債務者　佐藤　正夫
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６６号
東京都大田区久が原１丁目12－７
債務者　大沼　弘志
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１７０号
東京都大田区下丸子１丁目12－２－305
債務者　金子　裕夫
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１８４号
東京都八王子市下恩方町2066－30
債務者　高橋　幸広
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１９４号
東京都武蔵野市境南町２丁目12－２－405
債務者　木下千枝子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部